平成２３年（フ）第８２２２号
東京都世田谷区深沢４丁目12―12―102
債務者　新田　敏康
1　決定年月日時　平成23年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月16日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８２２９号
東京都大田区羽田２丁目26―４
債務者　田中キヨ子
1　決定年月日時　平成23年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８２３０号
東京都江戸川区中葛西７丁目26―17―602
債務者　東谷こずえ
1　決定年月日時　平成23年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３０９号
静岡県榛原郡吉田町片岡2284番地の５、旧住所静岡県榛原郡吉田町神戸3692番地の３
債務者　高橋　孝行
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月12日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３１９号
静岡県榛原郡吉田町住吉2912―１、住民票上の住所静岡県焼津市惣右衛門389番地の４
債務者　平塚　政義
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月12日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４４７号
東京都福生市大字福生2125番地春嬉ビル402号室
債務者　浅利　智秀
1　決定年月日時　平成23年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月19日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第５８４号
東京都町田市金井２丁目２番地29ラフォーレヤクシ203
債務者　谷相　勇一
1　決定年月日時　平成23年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月19日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第６５７号
東京都八王子市元八王子町２丁目1926番地８
債務者　安野　良夫
1　決定年月日時　平成23年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月19日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第６５８号
東京都八王子市元八王子町２丁目1926番地８
債務者　安野かすみ
1　決定年月日時　平成23年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月19日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２６６号
静岡県袋井市高尾1468番地　ケアハウス紅紫萩　407号室、前住所静岡県菊川市西横地629番地の１
債務者　渋谷　文雄
1　決定年月日時　平成23年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月19日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第２９０号
静岡県浜松市東区小池町2634番地の１アパート西側２階
債務者　滝野　亀次
1　決定年月日時　平成23年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月19日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第２９１号
静岡県浜松市東区小池町2634番地の１アパート西側２階
債務者　滝野　新也
1　決定年月日時　平成23年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月19日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第１８号
熊本県山鹿市鹿本町来民1218番地１　上町団地12号
債務者　吉海　栄一
1　決定年月日時　平成23年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月19日午前11時20分
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２３年（フ）第１９９号
青森市浪打２丁目２番９号　ビラ―ブルーモーリス201号
債務者　種市　秀子
1　決定年月日時　平成23年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月７日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２０１号
青森市金沢３丁目21番35号
債務者　内條　勝江
1　決定年月日時　平成23年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月７日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係